

松伏町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏名	所属	区分
1	今井 新吉	公募	1号委員（町内居住者）
2	河田 晴美	公募	1号委員（町内居住者）
3	横内 浩一	公募	1号委員（町内居住者）
4	大塚 節子	介護老人保健施設 なのはなの里	2号委員（見識を有する者）
5	前田 恵美	埼玉県 越谷環境管理事務所	2号委員（見識を有する者）
6	石川 次雄	商工会 商業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
7	佐藤 穂積	いなげや松伏店	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
8	鈴木 一郎	商工会 工業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
9	小島 拓郎	共栄商事(有)	4号委員（廃棄物再生業者等）
10	中山 友則	(有)松伏清掃事業	4号委員（廃棄物再生業者等）

○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 指定袋（カン・ビン）制度の見直しについて

### 1. 現状

指定袋・・・カン、ビン、不燃の3種類

販売価格・・・10枚1セットで100円（サイズ 1種類）

指定袋取扱店・・・町内25店舗（売捌報奨金として納品実績の10%の金額を支払い）

### 2. 見直しの内容

3種類の指定袋のうち、カンとビンについて指定袋制度を令和8年度で廃止予定以後、市販の袋で収集を行う

### 3. 見直しの色

・カン、ビンは共通で透明・半透明袋とするか協議

（前回、収集業者の要望により、中身が確認できるため）

透明・半透明袋 ・ 透明袋

### 4. 見直しのサイズ（45L以下を採用は8件）

・カンのサイズ

10L以下 ・ 45L以下 ・ 指定無し

・ビンのサイズ

### 5. 見直しの厚さ（厚さ0.02mm程度は4件）

・カンの厚さ

0.02mm ・ 0.04mm ・ 指定無し

・ビンの厚さ

### 6. スケジュール（案）

令和6年

6月～8月 委託業者と協議

廃棄物減量等推進審議会で協議

8月 カン、ビンの仕様の決定

10月 指定袋取扱店へ周知（在庫調整）

11月 令和7年度分の指定袋（カン・ビン）予算要求なし

12月 令和7年度版ごみ収集カレンダー作成（7年度廃止を記載）

令和7年

2月 住民への周知（広報周知）

3月 令和7年度版ごみ収集カレンダー配布（7年度廃止を周知）

4月 指定袋（カン・ビン）廃止（指定袋は引き続き使用可能）